

フラッグスゴルフスクール／フラッグスジュニアゴルフスクール



スクール会則及びスクール利用約款

総則

第1条 (名称・目的) このゴルフスクールの名称は、フラッグスゴルフスクール（以下本スクールという）と称し、本スクールの会員が、本スクールを利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を、ゴルフを通じてを図ることを目的とします。**第2条 (所在地)** 本スクールの事務所は、フラッグスゴルフスクール事務局におきます。**第3条 (運営・管理)** 本スクールは、株式会社フラッグス（以下会社という）が、運営・管理を行います。**2. 会員****第4条 (会員)** 本スクールは会員制とし、会員は、スクール利用約款（以下約款という）に定める会員区分ごとに登録され、約款に基づき利用することができます。**第5条 (入会手続き)** 会員は入会にあたって、本会則及び約款の全部を承諾します。会社は事前に会員の資格審査を行い、その後所定の入会金を納入し会員の資格を認められた方を、本スクールの会員とします。**第6条 (諸会費・所料金)** 会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、会社に納入しなければなりません。**第7条 (諸手続き)** 会員は、契約期間内に会社の定めるところに従い継続・変更の手続きを完了しなければなりません。又会員は入会申込書に記載した内容（住所等）に変更があった場合にも速やかに変更手続きを完了しなければなりません。**第8条 (会員除名)** 会員が次のいずれかに該当した場合は、会社はその会員を除名することができます。(1)本会則、約款、その他会社が定める諸規則に違反したとき。(2)本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。(3)諸会費・諸料金の支払を怠ったとき。(4)入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。(5)会社が本スクールの会員としてふさわしくないと判断したとき。**第9条 (会員資格喪失)** 会員は、次の場合に会員資格を当然に喪失します。(1)会員が退会したとき。(2)会員が除名されたとき。(3)会員が死亡したとき。(4)法人会員の場合、その法人が解散したとき。(5)経営上重大な理由により本スクールを閉鎖したとき。**3. その他****第10条 (スクール運営)** 本スクールはゴルフスクールまたはゴルフレッスンを運営します。**第11条 (休会)** 会員本人の都合による休会は、必ず本人が休会希望月の前月10日迄に休会理由等を記載した休会届を書面もしくはWebでの手続にて、スクール事務局までご申請ください。(代理人による手続は、受け付けられません。)その際、未払い料金のある場合は、完納しなければなりません。**第12条 (会則の改定)** 会社は必要と定めた場合、本会則の改訂を行うことができます。尚、改定内容はその内容を施設に提示したときから全会員に適用されるものとします。**第13条 (附則)** 本規則に定めない事項及び業務上必要な細則の制定並びに改正は、会社においてこれを定めます。**スクール利用約款****1. 総則****第1条 (利用)** 本スクールを利用する方は、スクール会則（以下会則という）及びスクール利用約款（以下約款という）を承認のうえ会社に会員資格を認められたものでなければいけません。**2. 入会****第2条 (入会資格)** 本スクールに入会する資格を有する方は、健康な男女で、会則及び約款を承認し入会を希望するものとします。刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神疾患患者の方は、入会することができません。**第3条 (未成年者)** 未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は会則及び約款に基づく責任を本人と連携して負うものとします。**3. 会員****第4条 (会員の種類)** 本スクールの会員の種類は、次のとおりとします。**ゴルフスクール会員****第5条 (会員証)** (1)会社は、会員に対して会員証を発行するものとし、会員は、本スクールを利用するときには必ず会員証を携帯しなければなりません。(2)会員は、会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。(3)会員が会員証を紛失したときは、速やかに再発行の手続きをとらなければなりません。**第6条 (会員証・会費等)** (1)入会金・諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法は会社がこれを定めます。(2)いったん納入した入会金・諸会費・諸料金はいかなる場合においてもこれを返還しません。(3)会社は、経済情勢等の変動に応じて、入会金・諸会費・諸料金の金額を変更することができ、利用案内において告知するものとします。**第7条 (退会)** 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の前月10日迄に退会理由等を記載した退会届を書面もしくはWebでの手続にて、スクール事務局までご申請ください。(代理人による手続は、受け付けられません。)その際、未払い料金のある場合は、完納しなければなりません。**第8条 (休会・退会)** (休会) 各月の10日までに会員が休会の手続きをすることにより、翌月1日から休会となります。10日過ぎた場合は、翌々月1日の休会となります。休会中は、月会費の支払いは免除となります。休会は、最長1年とし、1年を経過しますと自動的に退会となります。休会期間中に会員が復帰の手続きをすることにより、当該手続きをおこなった日から復帰することができます。ただし当該手続きをおこなった日を含む月に係る月会費は、全額お支払いいただくこととなります。(退会) 各月の10日までに会員が退会の手続きをすることにより、その月限りで退会することができます。10日過ぎた場合は、翌月末日の退会となります。月途中での退会はできません。尚、一度退会されますと、再入会の際には、再度、入会手続きが必要となり、入会時かかる費用をお支払いいただくこととなります。**第9条 (会員資格の譲渡)** 本スクールの会員資格は、これを譲渡することはできません。**第10条 (健康管理)** 会員は、各自の判断において健康管理を行うものとします。**4. 施設内利用 (スクール会場【ゴルフ練習場・ゴルフコース】)****第1条 (諸規則の遵守)** 会員は、本スクール施設 (スクール会場) 利用に際して、本約款及び会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本スクール内ではスタッフの指示に従っていただきます。**第2条 (営業時間)** 営業時間は別途定めます。但し、臨時に時間を変更する場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示いたします。**第3条 (休業)** (1)本スクールは、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆時期また研修日を定期休業日とします。(2)会場整備、法定点検、クラブイベント関係等、又その他止むを得ない理由により臨時休業することがあります。但し、臨時休業の場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示いたします。**第4条 (施設の閉鎖)** 会社は次の理由により、本スクールの全部又は一部を閉鎖する事があります。(1)気象、災害等により、開業が不可能なとき。(2)施設の改造又は修理のとき。(3)経営上、重大な理由が生じたとき。**第5条 (入場禁止・退場)** 会社は、会員が下記の項の一つでも該当する場合は、その会員の本スクール施設への入場禁止及び退場を命じることができます。同伴者の方についても同様とします。(1)飲酒及び酒気帯、伝染病及び皮膚病、精神疾患の方。(2)刺青のある方。(3)健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。(4)他の施設利用者に迷惑をかけるかと判断される時。**第6条 (損害賠償)** (1)会員が本スクール利用に際して、本人又は第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。(2)会員が、本スクール利用に際して、会社又は、第三者に損害を与えた場合、速やかにその損害賠償の責に任じるものとします。**第7条 (盗難)** 会員が、本スクールの利用に際して生じた被害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。(2)会員の忘れ物については、一定期間 (7日間) 保管した後、処分させていただきます。**第9条 (約款の改定)** 会社は、必要と認めた場合、約款の改定を行うことができます。尚、改定内容を本スクール施設内に提示されたときから、全会員に適用されるものとします。

附則 約款は、2010年5月1日より施行いたします。

株式会社フラッグス フラッグスゴルフスクール事務局

〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5-25-4-2 TEL.048-796-0960 FAX.048-796-0961



同意書

この度

は、上記のスクール会則及びスクール利用約款を遵守することを守り入会することに同意致します。

住所 □□□-□□□□

令和 年 月 日

氏名

印

※ジュニアスクールの方は、保護者のご同意でのご記入が必要です
保護者名

印